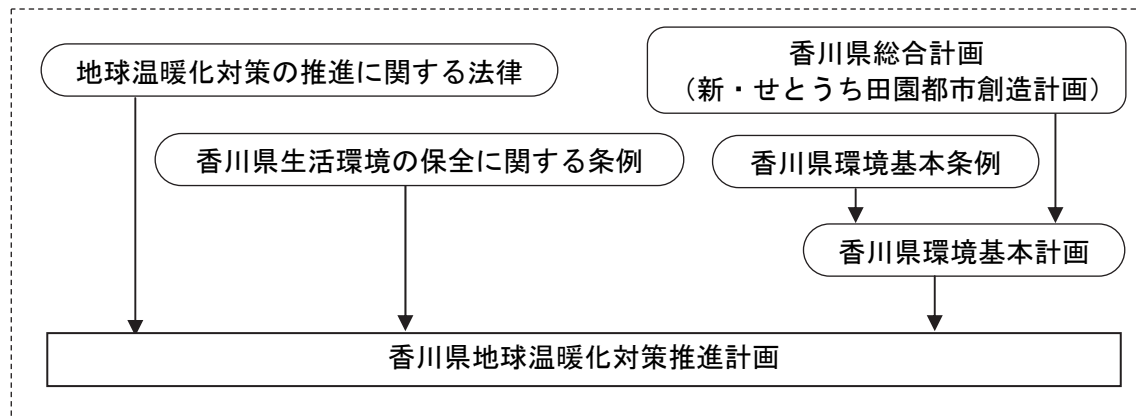


第2章 計画に関する基本的事項

2.1 計画策定の趣旨

本計画は、温対法第20条の3の規定に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、生活環境保全条例第91条第1項に規定する「地球温暖化対策に関する計画」であり、かつ、「香川県環境基本計画」の施策を実施するための個別計画です。



2.2 計画の期間等

■目標年度

香川県総合計画及び香川県環境基本計画にあわせ、平成32（2020）年度を目標年度とします。

■計画期間

平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間を計画期間とします。

2.3 計画の対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定する7種類の温室効果ガスとします。

- ・二酸化炭素（CO₂）
- ・メタン（CH₄）
- ・一酸化二窒素（N₂O）
- ・ハイドロフルオロカーボン（HFC）
- ・パーフルオロカーボン（PFC）
- ・六ふっ化硫黄（SF₆）
- ・三ふっ化窒素（NF₃）

2.4 計画の基本目標と将来像

香川県地球温暖化対策推進計画は、香川県環境基本計画の個別計画であり、環境基本計画で定める地球環境分野の基本目標を本計画の基本目標とします。

《 計画の基本目標 》

地域から取り組む地球環境の保全

将来像

- ・ 県民や事業者などが、日常生活や事業活動の中で、省エネルギー行動の実践、省エネ型設備・機器の使用、建物の省エネルギー化、次世代自動車の使用など、温室効果ガスの削減に主体的に取り組む、低炭素型のライフスタイルやビジネススタイルが定着しています。
- ・ 住宅や事業所では、日照時間が長いという本県の特性を生かした太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの導入が進んでいます。
- ・ 移動に徒歩や公共交通機関が利用できる集約型のまちづくりが進むとともに、公共交通機関等による移動が選択され、自動車の混雑が低減される交通環境の整備が進んでいます。
- ・ 森林は、適切な整備や保全が行われ、都市緑化が広がることによって、CO₂吸収源として地球温暖化の防止に貢献しています。